

空き家対策 II

空き家の
利活用促進

空き家リノベーション事業

1. 目的

空き家リノベーション事業は、公社が市町村から要請を受け、モデル的に空き家を買取り、リフォームやリノベーションを施した住宅を子育て世代等に分譲することにより、空き家の利活用とまちなか居住促進を図るものです。

2. 事業内容

この事業では、市町村が策定する「まちづくり計画」や「空き家対策」を重点的に進める特定区域内において、公社が空き家の調査・診断、改修計画の作成、改修工事の実施、販売を行います。また、事業を進めるにあたり、用地測量や登記事務、公募などの業務も実施します。

①調査・診断

空き家の建物調査を行い、劣化の程度や損傷の有無、耐震性能等を把握

②改修計画

調査結果に基づき、改修プランを作成

③改修工事

実施設計書を作成し、改修工事を実施
公社において入札および工事監理

④分譲等

内覧会の開催、購入者の公募および決定、契約、所有権移転登記

3. 事業のメリット

◆空き家利活用の支援

公社が建物等の買取り・所有権の移転・改修・販売を一元的に実施します。

◆中古住宅需要の拡大

モデル的な事業として子育て世帯等が求めやすい価格で供給できる。

◆定住の促進

空き家の利活用により、まちなかの定住を促進します。

4. 留意事項

- ・事業実施にあたっては、関係機関と事前調査や協議が必要となります。
- ・市町村の役割として空き家の掘り起しや所有者への対応（協力依頼など）が必要となります。

空き家の
利活用促進

空き家リノベーション事業

山形県すまい・まちづくり公社が市町村から要請を受け、モデル的に空き家を買取り、リフォームなど行って子育て世帯等へ住宅を販売します。対象エリアは市町村の「まちづくり計画」や「空き家対策」を重点的に進める特定区域内とし、空き家の利活用を促進します。

【事業のメリット】

- 公社が建物等の買取り・所有権の移転・改修・分譲を一元的に実施します。
- モデル的な事業として子育て世帯等が求めやすい価格で供給できる。
- 空き家の利活用により、まちなかの定住を促進する。

(1) 事業主体： 公社

(2) 事業目的

- ・空き家の流通促進
- ・子育て世帯等への良好な居住環境の提供

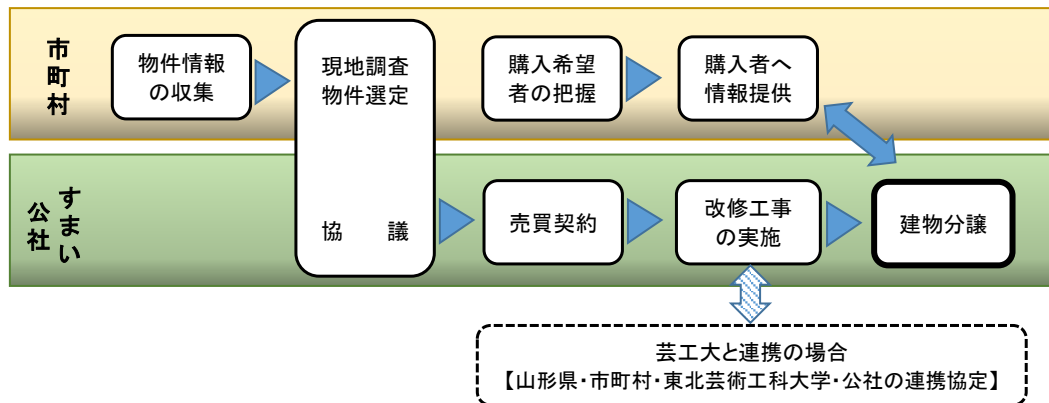
(3) 事業内容

- ・公社による空き家の取得、改修工事、分譲の実施

(4) 事業の特徴

- ・市町村と公社の連携 ⇒ 所有者の安心感
- ・行政による購入希望者の掘り起し
- ・子育て世帯等が求めやすい価格で住宅を購入
- ・築年数の古い物件(新耐震前)も活用
- ・住宅の質・魅力の向上(芸工大のアドバイスなど)

(5) 事業の流れ



(6) 事業実績

リノベーション住宅工事 (上山市)

